

「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、サービス変更等に伴い、2026年4月27日より「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p>野村の証券取引約款（個人のお客様用） 第8章 株式累積投資約款 第2条（払込みの休止） (1) （省略） <u>(2) 3回連続して定期払込金が払込まれなかった場合、定期払込金の払込みが原則休止されます。</u> (3) 前各項によって休止した払込みは、当社の定める方法で当社に通知することにより、いつでも再開することができます。</p> <p>第7条（権利処理） (1) （省略） (2) 累投株の分割等で生ずる証券は、当社が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、株式累積投資口座に繰入れます。</p> <p>(3)～(11) （省略）</p> <p>第9章 投信積立約款 第5条（解約事由） (1)～(2) （省略） <u>(3) 投信積立に係る契約（給与天引によるものを除きます）は、3回連続して定期払込金が払込まれなかった場合（本章2条による休止がなされているときを除きます）は原則解約されます。</u></p> <p>2026年4月</p>	<p>野村の証券取引約款（個人のお客様用） 第8章 株式累積投資約款 第2条（払込みの休止） (1) （省略） (新設)</p> <p>(2) 前項によって休止した払込みは、当社の定める方法で当社に通知することにより、いつでも再開することができます。</p> <p>第7条（権利処理） (1) （省略） (2) 累投株の分割等で生ずる証券<u>（その累投株と同種のものに限り）</u>は、当社が受取った上、その権利に係る権利確定日におけるお客様の当該累投株の持分に応じて按分し、株式累積投資口座に繰入れます。</p> <p>(3)～(11) （省略）</p> <p>第9章 投信積立約款 第5条（解約事由） (1)～(2) （省略） (新設)</p> <p>2025年11月</p>

「証券・銀行自動振替（あんしんスイープ）約款」の新設について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが2026年4月27日より「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」等に「証券・銀行自動振替（あんしんスイープ）約款」を新設いたしますのでご案内申し上げます。

証券・銀行自動振替（あんしんスイープ）約款

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります）が野村証券株式会社（以下、「当社」といいます）に設定された保護預り口座（ただし、当社が別途定めるものは除きます）（以下、この約款において「保護預り口座」といいます）と、お客様が指定する金融機関（以下、「指定金融機関」といいます）に設定された普通預金口座との間で、自動的に金銭の振替を行うサービス（以下、この約款において「本サービス」といいます）に関する事項を定めるものです。

2 お客様と当社の間における、本サービスの内容や権利義務に関する事項は、この約款の定めによります。また、この約款に特段の定めがない事項については、この約款と矛盾または抵触しない限り、「野村の証券取引約款」その他の当社が定める約款および法令によるものとします。

（本サービスの利用に関する契約）

第2条 お客様が本サービスの利用を当社の定める方法で申し込み、当社が承諾すると、お客様と当社との間で、本サービスの利用に関する契約（以下、「本契約」といいます）が締結され、この約款が適用されます。ただし、本契約が成立するのは、次に掲げる事由をすべて満たす場合に限りです。

- ① お客様が個人（自然人）であること
- ② お客様名義の保護預り口座が設定されていること
- ③ お客様が、当社との間でオンラインサービス契約を締結していること
- ④ 指定金融機関にお客様名義の普通預金口座が設定されていること
- ⑤ 当社が別途定める本サービスの利用不可事由に該当しないこと

（指定金融機関および指定預金口座）

第3条 本サービスのご利用にあたって、お客様は、当社が別途定める金融機関の中から、金融機関を指定するものとします。

2 本サービスの利用は、1つの保護預り口座に対して、1つの指定金融機関における1つの普通預金口座を指定（以下、この指定された口座を「指定預金口座」といいます）して行うものとし、複数の普通預金口座および普通預金口座以外の預金口座を指定することはできません。

（本サービスの内容）

第4条 本サービスによる、お客様の保護預り口座と指定預金口座との間の振替の対象は、円貨に限ります。

2 お客様の保護預り口座に当日（営業日に限ります。以下同じです）金銭が存在することを確認した場合、次に掲げる金銭を除き、当日の当社が定める時間に保護預り口座より指定預金口座に出金を行います。

- ① お客様が当社指定の預金勘定への振込またはATMにより入金した金銭のうち、前営業日の当社が定める時間以降に保護預り口座に記帳された金銭
- ② お客様への金銭の返還、有価証券の買付その他の事由により当日使用予定の金銭
- ③ 金融商品取引所による買付代金に係る即日預託規制銘柄（以下、単に「即日預託規制銘柄」といいます）の買付代金または当社所定の拘束金額である金銭
- ④ 当社が別途定める金銭

- 3 当社は、お客様への金銭の返還、有価証券の買付、信用取引の決済、信用取引の現金保証金や店頭外国為替証拠金取引等の証拠金等への差入れ、当社がお客様の依頼で保険会社に振込等する保険料への充当、お客様が当社に対して負担する手数料の支払その他の事由により、保護預り口座において、翌営業日に円貨の不足金が生じることが見込まれる場合、または、現に円貨の不足金が生じている場合、次に掲げるとおり不足金相当額の送金を指定金融機関に対して依頼します。
 - ① 翌営業日の保護預り口座での計算上、不足金が生じることが見込まれる場合：指定金融機関に対し、指定預金口座から保護預り口座に、翌営業日付で不足金相当額の送金を依頼します。
 - ② 保護預り口座において現に不足金が生じている場合：指定金融機関に対し、指定預金口座から保護預り口座に、不足金相当額を即時に送金することを、毎営業日の当社が定める時間に依頼します。
- 4 指定預金口座の残高が不足金の全額に満たない場合、指定預金口座から保護預り口座への前項に基づく送金は行われず、不足金への金銭の充当は行われません。
- 5 保護預り口座その他の当社におけるお客様の口座に関する差押、仮差押および滞納処分等の有無やお客様の取引状況等によっては、本サービスの提供の停止を含め、前各項の定めと異なる取扱いをすることがあります。
- 6 お客様は、第2項で定める当社による指定預金口座への金銭の出金および第3項で定める当社による指定預金口座に対する不足金相当額の送金依頼を、妨げることはできません。また、保護預り口座から指定預金口座への出金は第2項に定める方法でのみ行うことができるものとし、お客様は、当社に対して、個別の出金の指示をする等、他の方法により保護預り口座から指定預金口座への出金を直接行うことはできません。

(買付代金・売付有価証券のお預かり等)

- 第5条 指定預金口座の残高については、「野村の証券取引約款」第1章第5節第21条第1項の買付代金をお預かりしたものととして取扱います。ただし、即日預託規制銘柄の買付注文については、指定預金口座の残高を買付代金として利用できません。
- 2 買付注文をお受けした以降に当該銘柄が即日預託規制銘柄となり、その買付注文が成立した場合は、成立した日の当日中に、買付代金の全部を保護預り口座にお預けいただきます。
 - 3 「野村の証券取引約款」第1章第5節第21条第2項の時限において、買付代金または売付有価証券のお預かりが一部でも行われなない場合、当社は、「野村の証券取引約款」第1章第5節第21条第4項に掲げる措置に加え、指定金融機関に対し、指定預金口座から保護預り口座に、指定預金口座にある金銭の送金を依頼し、振替えられた金銭を不足金に充当する措置をとることがあります。
 - 4 第4条第3項に掲げる事由により、保護預り口座において現に不足金が生じている場合、当社は、指定金融機関に対し、指定預金口座から保護預り口座に、指定預金口座にある金銭の送金を依頼し、振替えられた金銭を不足金に充当する措置をとることがあります。
 - 5 前2項で振替えられた金銭の通貨が不足金の通貨と異なる場合、当社は、当該金銭を必要な通貨に換えた上で不足金に充当する措置をとることがあります。
 - 6 お客様が当社に対するその他の債務の履行を遅滞した場合、またはお客様の債務不履行等を起因として当社が損害を被るおそれがあると当社が認めた場合、「野村の証券取引約款」第1章第5節第21条第7項に定める措置に加え、第3項から前項までに準じた措置をとることがあります。
 - 7 前4項に定める不足金等への充当の措置を行う場合、振り替えられた金銭が不足金等の全額に足りないときは、当社は適当と認める順序方法により充当することができるものとします。
 - 8 お客様は、第3項から第6項までに定める当社による送金依頼および通貨の換金を妨げることはできず、また、前項に基づき当社が行う充当の順序方法について異議を述べることはできないものとします。

(野村カードに関する取扱い)

- 第6条 本サービスをご利用のお客様が野村カードを用いる場合、「野村の証券取引約款」の野村カード約款に定める内容に加え、次のとおり取扱います。
- ① お客様がATMにて残高照会をした場合、当社は、保護預り口座の預り金等の残高（当社所定の拘束金額は含まれません）に加え、指定金融機関による委託に基づき、指定預金口座から保護預り口座に即時に送金を依頼可能な預金の上限額を合算のうえ、ATMまたはご利用明細に表示する等の方法により、お客様への通知を行います。
 - ② お客様は、前号の残高照会時に通知する金額の範囲内、かつ、当社が指定する範囲でお客様が定める野村カードの出金限度額の範囲内で、ATMにて野村カードを利用した金銭の引出を行うことができます。

(野村MRFの自動取得停止)

第7条 本サービスご利用のお客様の保護預り口座では、「野村の証券取引約款」第3章第4条第1項で定める野村MRFの自動取得を停止します。

(野村MRFの自動換金)

第8条 本契約が成立したときは、本契約成立時にお客様が保護預り口座で保有している野村MRFの全数量を換金し、預り金とします。

2 本契約の成立後、お客様より保護預り口座にて野村MRFを新たにお預かりした場合、その全数量を翌営業日付で換金し、預り金とします。

3 本サービスのご利用中であっても、保護預り口座において翌営業日に不足金が生じることが見込まれる場合に、お客様が野村MRFを保有しているときは、第4条第3項に定める指定金融機関への送金依頼に先んじて、「野村の証券取引約款」第3章第4条第2項に定める方法で不足金に充当を行います。

4 本サービスのご利用中であっても、保護預り口座において現に不足金が生じている場合に、お客様が野村MRFを保有しているときは、第4条第3項に定める指定金融機関への送金依頼に先んじて、「野村の証券取引約款」第3章第4条第3項に定める方法で不足金に充当を行います。

(株式累積投資および投信積立の定期払込金の取扱い)

第9条 「野村の証券取引約款」第8章第1条第6項および第9章第1条第5項について、本サービスご利用中のお客様は、野村MRFおよび本サービスを利用した定期払込を利用することができます。

2 お客様が、株式累積投資に係る契約と投信積立に係る契約の双方または一方において、定期払込金の払込方法として野村MRFの定期払込を利用している場合に、本契約が成立したときは、当社が定めるところにより、定期払込金の払込方法は野村MRFおよび本サービスを利用した定期払込に変更となります。

3 お客様が、株式累積投資に係る契約と投信積立に係る契約の双方または一方において、定期払込金の払込方法として本サービスを利用している場合に、本契約が解約されたときは、当社が定めるところにより、定期払込金の払込方法は野村MRFの定期払込に変更となります。

4 本サービスを利用した定期払込を利用されている場合における、定期払込金に充当される指定預金口座残高の取扱いについては、当社が別途定めます。

(本契約の解約等)

第10条 次のいずれかに該当したときは、本サービスの提供が制限され、または本契約が解約されます。

① お客様が第2条に定める事由のいずれかを欠くに至った場合

② 「野村の証券取引約款」第1章第3節第15条に定める事由に該当した場合またはこれらに準じる事由がある当社が相当の事由をもって判断した場合

③ 指定金融機関が第4条第3項に定める当社からの送金依頼に応じないと判断したと認められる場合

2 前項に基づき本サービスの提供が制限され、または本契約が解約された場合、当社は、指定金融機関に対し、指定預金口座にある金銭の全部または一部について、保護預り口座への送金を依頼する場合があります。

3 第1項に基づき本契約が解約された場合、当社が定めるところにより、「野村の証券取引約款」第3章第4条第1項で定める野村MRFの自動取得が再開されます。

(免責事項)

第11条 当社は、「野村の証券取引約款」の基本約款およびオンラインサービス約款に掲げる免責事項ならびにその他当社が定める免責事項のほか、次に掲げる場合に生じた損害については、当社に債務不履行または不法行為がある場合を除き、その責を負いません。

① 保護預り口座または指定預金口座が、当社または指定金融機関所定の事由により取引制限等の措置がなされ、本サービスにおける振替がご利用できない場合

② 当社または指定金融機関のシステムメンテナンス状況、システム障害または通信障害等により、本サービスにおける振替がご利用できない場合

以上

2026年4月

09-175('26.04)